

令和4年度1月分

産業・観光関係

件名	白井市応援キャンペーンについて
内容	<p>「家計への支援と市内消費の喚起」となっているにもかかわらず、キャッシュレス決済に限定し、しかもPay Payに限っている理由を教えてください。</p> <p>今回のキャンペーンで還元を受けるのは、キャッシュレス決済ができる業者と、スマホでPay Payを利用している人だけです。</p> <p>キャッシュレス決済ができない高齢者や他の決済利用者には還元がありません。</p>
回答	<p>令和4年9月20日に国から通知を受けた「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対し支援を行う事業が対象であり、令和5年3月31日までに事業を完了しなければならない等の要件があるため、今回は短期間での実施が可能で費用対効果が高く、他自治体でも実績があることから、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施することといたしました。</p> <p>また、対象キャッシュレス決済事業者を一者とした理由については、複数のキャッシュレス決済事業者での事業を実施する場合、業者選定等実施までに約5カ月、ポイント付与・精算等に2カ月程度と、事業完了まで7カ月程度の期間を要することとなり、交付金の要件である令和5年3月31日までに事業を完了できないため、キャッシュレス決済事業者の中で認知度、普及率及び全国で同様事業の実績が豊富で業務遂行能力が高く、事業が効果的に行えるPay Payと契約したものです。</p> <p>なお、事業の実施にあたり、これまでキャッシュレス決済未導入業者に対する説明会を2回開催、キャッシュレス決済を利用したことのない人や高齢者向けにアプリのインストール方法や利用方法等の説明会を8回開催するなど多くの市民の方々や事業者が利用できるよう努めてきたところです。</p> <p>市といたしましては、限られた期間、財源の中で費用対効果等も踏まえ実施を決定したと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>